

連合町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市西区社会福祉協議会
会 長 天笠 米蔵

横浜市西区社会福祉協議会社会福祉功労者表彰候補者の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域福祉推進のため多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も本会社会福祉功労者表彰要綱に基づき、表彰を実施いたします。

つきましては、同表彰候補者をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、例年実施している表彰式典は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、開催方法等について現在検討中です。決定しましたら改めてお伝えいたします。

1 推薦対象

地域の福祉活動に対し、原則として3年以上、その功労が顕著な個人・団体。
当該年度を除く過去3年間に表彰を受けた者は除く。

※同封の受賞者一覧にお名前のある方や団体は対象外となります。

2 提出先および提出方法

提出先：横浜市西区社会福祉協議会 下記担当あて

〒220-0011 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

提出方法：原本を郵送にてお送りください。

3 推薦締切

令和2年11月10日（火）

4 同封書類

(1) 地域福祉功労者推薦書（様式1）

(2) 推薦書記入例

(3) 活動年数等早見表

(4) 西区社会福祉功労者表彰 受賞者一覧

(5) 本会社会福祉功労者表彰要綱及び運営要領

※ 推薦書類は本会ホームページからもダウンロード可能です。

<http://www.yoko-nishishakyo.jp/>

【事務局】

横浜市西区社会福祉協議会

担当：西郷・竹上

電 話：450-5005

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会

社会福祉功労者表彰要綱

制定 平成29年10月1日

(目的)

第1条 本要綱は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉に功労のあった者及び社会福祉施設・事業所における永年勤続者に対して、本会が感謝の意を表し、その功を称えることにより地域福祉の推進及び社会福祉サービスの向上に資することを目的とする。

(名称及び表彰の種類)

第2条 表彰の名称は社会福祉功労者表彰とし、表彰基準日は毎年4月1日とする。また表彰の種類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域福祉功労者
- (2) 永年勤続表彰

(地域福祉功労者表彰の対象)

第3条 社会福祉功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の福祉活動に対し、原則として3年以上、その功労が顕著な個人・団体とし、当該年度を除く過去3年間に表彰を受けた個人・団体は除く。
- (2) 本会に対し、当該年度の基準日から過去10年間に金品を寄付した個人・団体で次に掲げるもの。
 - ア. 個人については10万円（年額または累計）以上の者
 - イ. 団体については20万円（年額または累計）以上の団体
 - ウ. 5年以上にわたり寄附行為があり、その累計が個人においては10万円以上の者、団体については20万円以上の団体
- (3) その他特に顕著であると本会会長が認めるもの

(永年勤続表彰の対象)

第4条 永年勤続表彰は、当該年度の4月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上10年未満勤続した常勤職員とし、以後本会の永年勤続表彰を受けた者は対象から除くものとする。
- (2) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上勤続した非常勤職員とし、

以後本会の永年勤続表彰を受けた者は対象から除くものとする。

(表彰者の推薦)

第5条 本会会員は、表彰に該当するものがあるときは、所定の様式をもって会長に推薦できるものとする。ただし、民生委員児童委員については地区民生委員児童委員協議会単位とする。

2 金品寄附に関しての個人・団体の推薦については、所定の様式をもって本会事務局長が会長に推薦するものとする。

(選考方法)

第6条 会長は推薦を受けた被表彰者の選出を適正に対応するため、本会社会福祉功労者表彰審査会運営要領に基づき、審査会を開催し、同会の意見に基づき被表彰者を決定する。

2 その他、審査会に必要な事項は会長が別に定める。

(表彰の方法)

第7条 表彰は年1回とし、会長により行う。

2 共催する場合は、連名で表彰を行うことができる。

3 表彰にあたっては、賞状を贈呈する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、顕彰の運営に関する詳細については別に定める。

附 則

(改 廃)

1 平成21年9月28日制定の本会社会福祉功労者表彰要綱は廃止し、本要綱を新たに制定する。

(施行期日)

1 本要綱は、平成29年10月1日から施行する。

社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会
社会福祉功労者表彰運営要領

制定 平成23年9月28日
一部改正 平成26年12月2日
一部改正 平成29年10月1日

1. 目的

この要領は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会功労者表彰要綱(以下「要綱」という)による運営の取り扱いについて定めるものとする。

2. 表彰の推薦基準

地域福祉功労者表彰	推薦者	被推薦者
(1) 3年以上、その功労が 顕著な個人・団体	区社協会員	(1) 要綱により、当該年度を除く過去3年間に表彰を受けたものは除く (2) 対象は、個人・団体いずれも可とする
(2) 区社協に対しての金品 寄付者	区社協事務局長	この要綱により既に表彰を受けたものも対象とする
永年勤続表彰	推薦者	被推薦者
(1) 西区内の社会福祉施設・事業所において、過去5年以上10年未満勤続した常勤職員 (2) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上勤続した非常勤職員	施設・事業所管理者	過去に1度本会永年勤続表彰を受けた者については、対象外とする

3. 顕彰除外者

次の各号に該当するものは、顕彰の対象から除くものとする。

- (1) 顕彰の基準を満たさないもの。
- (2) その他顕彰を受けることが不相当と認められるもの。

4. 推薦方法

- (1) 推薦基準日は、当該年度の4月1日現在とする。

(2) 推薦者は、地域福祉功労者には様式1及び様式2を、永年勤続表彰については様式3をもって推薦する。

(3) 社協以外の推薦先に対しては、事前に本会から該当する団体等に配布をする。

5. 表彰授与

地域福祉功労者表彰及び永年勤続表彰対象常勤職員は、本会が開催する社会福祉功労者表彰式典にて、表彰を授与し、永年勤続表彰対象非常勤職員は、所属する管理者から授与する。

附 則

この要領は平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要領は平成29年10月 1日から施行する。